

昭和三十七年文部省令第三十二号

高等学校通信教育規程  
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十五条第四項の規定に基づき、高等学校通信教育規程（昭和三十一年文部省令第三十三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（趣旨）

第一条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に規定するもののはか、この省令の定めるところによる。

第二条 この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。

第三条 通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないよう

信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないよう

力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第五十五条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設を面接指導等実施施設とすることができる。教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。

第三条 前項に規定する協力校とは、実施校の行う通信教育（以下「通信教育」という。）を含む。）をいう。

第四条 通信教育連携協力施設は、実施校の設置者の

協定によるところにより実施校の行う通信教育に連携協力をを行うものとする。

第五条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。

第六条 実施校の設置者は、前条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。

第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

第八条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

（校舎に備えるべき施設）

第一項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第二項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第三項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第四項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第五項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第六項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第七項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第八項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第九項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十一項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十二項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十三項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十四項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十五項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十六項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十七項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十八項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十九項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第二十項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第二十一項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第二十二項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

は、五又は当該課程に在籍する生徒数（新たに登録する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を八十で除して得た数のうちいすれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

第三条 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。

第四条 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第五条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通

信制の課程に係る事務職員を置かなければなら

ない。

第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通

信制の課程に係る事務職員を置かなければなら

ない。

第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健

衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければ

ならない。

第八条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げ

る施設を備えなければならない。

（校舎に備えるべき施設）

第一項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第二項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第三項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第四項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第五項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第六項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第七項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第八項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第九項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十一項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十二項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十三項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十四項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十五項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十六項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十七項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十八項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第十九項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第二十項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

第二十一項第一項第一号及び第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

及び数の校具及び教具を備えなければならない。

第二十二条 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充し

（通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備）

なればならない。

第二十三条 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備

及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校

又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員

その他の事情を勘案し、前六条に定める基準に

照らして、面接指導又は試験等の実施について

適切に連携協力をを行うことができるものでなけ

ればならない。

第二十四条 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上

及び安全上支障がないものでなければならない。

第二十五条 実施校の設置者は、第三条第一項の規定によ

り通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前二項の基準に適合

することについて、確認を行ふものとする。こ

の場合において、当該通信教育連携協力施設が

実施校の存する都道府県の区域外に所在するとき

は、その所在地の都道府県知事が定める高等

学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準

（当該基準が定められていないときは公表さ

れていないときを除く。）を参考して当該確認

を行わなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第二十六条 通信教育連携協力施設の施設及び設備

を使用する場合並びに第九条第四項に規定する

場合のほか、実施校は、特別の事情があり、か

つ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の

学校等の施設及び設備を一時的に使用するこ

とができる。

（定期制の課程又は他の通信制の課程との併修）

第二十七条 実施校の校長は、当該実施校の通信制

の課程の生徒が、当該校長の定めるところによ

り当該高等学校の定期制の課程又は他の高等学

校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定期

制の課程若しくは通信制の課程において一部の

科目又は総合的な探究の時間の単位を修得した

ときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のう

ちに加えることができる。

を含む。)の通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定期制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定期制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。)の定期制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。

4 第一項又は第二項の場合においては、学校教育法施行規則第九十七条の規定は適用しない。(通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価)

第十三条 実施校は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力による活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者(当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 実施校は、第一項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の公表)

**第十四条** 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況(第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。)についての情報を公表するものとする。

一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。

二 通信教育を行う区域に関すること。

三 通信教育連携協力施設ごとの位置に関すること。

四 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。

五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む）。

六 通信教育実施計画に関すること。

七 校地・校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。

八 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。

九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

一〇 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他の広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

1 1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 2 この省令の施行の際現に存する高等学校の通信制の課程における第九条に規定する事項については、当分の間、なお従前の例によることができる。

等学校通信教育規程（次項から附則第五項において「新規程」という。）第十二条第一項から第三項までの規定は、施行の日以降高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次項から附則第五項までにおいて同じ。）に入学した生徒（新令第九十一条（新令第八十三条第一項及び百三十五条第五項で準用する場合を含む。附則第四項及び第五項において同じ。）の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。

前項の規定により新令第八十三条、第九十七条第一項及び第二項並びに別表第三の規定並びに新規程第十二条第一項から第三項までの規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒に係る教育課程についての令和三年四月一日から新令第九十七条第一項及び第二項の規定並びに新規程第十二条第一項から第三項までの規定が適用されるまでの間ににおける旧令第九十七条第一項及び第二項の規定並びに改正前の高等学校通信教育規程第十二条第一項から第三項までの規定の適用については、「これらの規定中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。

定にかかわらず、当分の間、通信制の課程を置く高等学校において同時に面接指導を受ける生徒数については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、なお従前の例によることができる。

**附則（令和四年一二月二八日文部科学省令第四〇号）**

- 1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の高等学校通信教育規程（以下「新規程」という。）第五条第一項（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百十一条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）における通信制の課程に係る副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭（新規程第五条第二項の規定により助教諭又は講師をもつてこれに代える場合を含む。）の数については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、なお従前の例によることができる。